

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 9 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、京橋市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 7 月 16 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名 又 は 名 称	株式会社インテリア橋元
送達する文書の文書番号	大財京収第1432号 大財京収第1561号 大財京収第1653号 大財京収第1716号	